

埼玉県ソフトボール協会規約

第1章 名称及び事務所

青文字アンダーラインが改正

第1条 本会は、埼玉県ソフトボール協会と称する。
事務所は、会長指定の場所におく。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、埼玉県におけるソフトボールの普及及び振興を図ると共にスポーツの実践を通してその趣味の育成、健康の保持増進並びに相互の親密を深めることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1.ソフトボール大会の開催と奨励
- 2.ソフトボールの技術指導と指導者の認定
- 3.ソフトボールの審判法指導と審判員の認定
- 4.ソフトボールの記録法指導と記録員の認定
- 5.その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 組織

第4条 1.本会は、埼玉県内の加盟ソフトボール団体をもって組織する。
2.本会は、本会の運営を円滑にするために支部を置く。支部に関する内規は別に定める。

第4章 役員

第5条 本会に次の役員をおく。

| | | | |
|-----|-----|------|-----|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 若干名 |
| 理事長 | 1名 | 副理事長 | 若干名 |
| 理事 | 若干名 | 評議員 | 若干名 |
| 監事 | 若干名 | | |

第6条 会長・副会長は、選考委員会で推薦し評議員会の推薦を受ける。
会長は、本会を代表して会務を総理する。
副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
会長・副会長は理事及び評議員の資格を有する。

第7条 理事長・副理事長は、選考委員会で推薦し評議員会の承認を受ける。
理事長は、会務を執行する。
副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。

第8条 理事は、選考委員会で選出し評議員会の承認を受ける。
理事は、会務を掌理する。
会長は、環事会の決議を経て理事を委嘱することができる。

第9条 評議員は、次の方法で選出又は委嘱する、
1.加盟した市町村より各1名
2.加盟した団体から若干名
3.会長が委嘱する者若干名

第10条 監事は、評議員会で選出する。
監事は、財務及び業務を監査する。

第11条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の在任期間とする。役員は、その任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

第5章 名誉会長、顧問及び参与

第12条 会長は、理事会の議を経て本会に功労のあったものを名誉会長、顧問および参与に委嘱する

ことができる。

- 1.顧問は、会長の諮問に応じる。
- 2.参与は、理事長の諮問に応じる。

第6章 会議

- 第13条 1.評議員会は会長が招集し年1回以上行う。会長が議長となる、
2.理事会は会長が招集し理事長が議長となる。

- 第14条 会議の議事は出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数の時は議長がこれを定める。

第7章 登録

- 第15条 本会の趣旨に賛同するチーム及び審判員、記録員、指導者は市町村及び団体を通し所定の手続きを経て本会に登録しなければならない。この登録についての内規は別に定める。

第8章 事務局及び専門委員会

- 第16条 本会は、事務を処理するために事務局を置く。事務局に関する内規は別に定める。
第17条 本会は、第3条の事業を遂行するために必要な専門委員会を設けることができる。専門委員会の名称・目的・その他の内規は別に定める。

第9章 会計

- 第18条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。
1.加盟登録金 2.補助金 3.事業収入金
4.寄付金 5.その他
第19条 本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

第10章 附記

- 第20条 本会規約執行上必要な内規は理事会で別にこれを定める。
第21条 本規約の改廃は評議員の3分の2以上の同意を得なければならない。
第22条 特別積立金のとりくずしは、会長が必要と認めるときこれを行うことができる。なお、その結果は理事会に報告する。
第23条 本規約は昭和60年4月1日から施行する。

| | |
|--------------|---------------|
| 昭和29年1月16日制定 | 昭和59年 3月24日改正 |
| 昭和41年3月 8日改正 | 昭和60年 3月23日改正 |
| 昭和43年6月 2日改正 | 平成元年 3月18日改正 |
| 昭和45年6月21日改正 | 平成4年 3月 8日改正 |
| 昭和51年5月 5日改正 | 平成8年 3月17日改正 |
| 昭和54年4月28日改正 | 平成14年 3月24日改正 |
| 昭和57年3月22日改正 | |

埼玉県ソフトボール協会内規

第1章 目的・役員

(目的)

- 第1条 第1条 埼玉県ソフトボール協会規約(以下規約という)により役員を選任し円滑な運営をはかることを目的とする。
本内規は日本ソフトボール協会規約および規約を完全に施行するためのものであり、それぞれの規約が改訂されればその精神を十分に生かして改訂するものとし、本内規よりもそれぞれの規約が優先するものとする。

(理事の選出)

- 第2条 本会の規約第8条により本内規第3条に定める理事を選出する。

(選出理事の人数)

- 第3条 次の者をもって理事とする。

- (1)正・副会長、正・副理事長、事務局長
各支部事務局、各支部推薦(各2名)
大学、高校、中学(各1名)
- (2)次の各専門委員会委員長
総務、財務、審判、競技企画、広報、記録、放送、技術、小学生、男子、女子
強化、シニア、指導者、ドクター、普及

(専門委員会委員)

- 第4条 (1)各支部から、次の専門委員会に1名の委員を出す。
総務、財務、審判、競技企画、広報、記録、放送、小学生、男子、女子、シニア
- (2)技術、強化、普及、ドクター、指導者の各委員会委員は、推薦委員をもってあてる。
 - (3)各委員会は、理事会の承認を得て委員を増員することができる。
 - (4)推薦委員は理事会で推薦する。

(評議員)

第5条 規約第9条により選出または委嘱する。

(その他役員)

第6条 日本協会、関東協会および県体育協会等への派遣役員は会長が委嘱する。

第2章 支部

第7条 支部の構成は次の通りとする。

- (1)地域支部
(県東、県西、県南、県北支部)
- (2)中体連支部
- (3)高体連支部
- (4)大学連支部

また、地域支部の4支部は加盟する市町村協会等をもって組織し活動する。

第8条 支部は、本会に準拠して支部規約および役員を定め本協会に届け出なくてはならない。

第9条 支部には次の担当者を置き、本会との連絡を密にして円滑な運営を行う。

- (1)支部長……実務推進責任者1名
- (2)事務局……事務取扱い責任者1名

第3章 登録

(チーム登録)

第10条 (1) この内規第11条に示す(1)~(3)(7)~(14)に所属するチームは市町村協会等を通し支部を通じて登録しなければならない。

(2) (4)~(6)についてもそれぞれの団体を通して登録しなければならない。

第11条 登録の種別は次の通りとする。

(競技種別)

- (1)クラブチーム
県内に居住または勤務する18才以上(当該年度4月1日現在)の者によって編成されたチームとする(ただし、実業団チームと見間違ふような名称を使用してはならない。)
- (2)実業団チーム
県内における官公社、会社、病院商店等、同一企業に勤務する者のみによって編成されたチームとする。
- (3)教員チーム
県内に勤務する男子教員によって編成されたチームとする。(学校教育法第1条に規定する学校の教員とする。ただし、実習助手は認める)

(学生種別)

- (4)大学チーム
県内の同一大学に在学する生徒によって編成されたチームとする。[なお、年度始めの登録とは別に、8月21日~9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。](#)
- (5)高等学校チーム
県内の同一高等学校に在学する生徒によって編成されたチームとする。(全日制と定時制、通信制は別校とする) [なお、年度始めの登録とは別に、8月21日~9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。](#)

(生涯種別)

- (6)中学生チーム
県内に居住または在学する中学生によって編成されたチームとする。なお、年度始めの登録と8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。
- (7)小学生チーム
県内に居住または在学する小学生によって編成されたチームとする。なお、年度始めの登録と8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。
- (8)エルDESTチーム
県内に居住または勤務する50歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。
- (9)エルダーチーム
県内に居住または勤務する35歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。
- (10)レディースチーム
県内に居住または勤務する15歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。なお、高等学校チームに選手登録している者は除く。
- (11)壮年チーム
県内に居住または勤務する40歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。
- (12)実年チーム
県内に居住または勤務する50歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。
- (13)シニアチーム
県内に居住または勤務する59歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。
- (14)一般男子チーム
県内に居住または勤務(通学)する15歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。なお、高等学校チームに選手登録している者は除く

第12条 登録は99名以内とし、ユニフォームナンバーは1番から99番までとする。ただし、主将は10番、監督30番、コーチ31・32番とし、監督・コーチが選手を兼ねる場合はそれぞれ監督・コーチのユニフォームナンバーで登録する。なお、選手、監督、コーチの登録には次の規制を設ける。

- 1 選手の登録は1人1チームとし、二重登録を認めない。ただし、壮年は一般男子、実年は壮年、シニアは実年・壮年、エルダーはレディース、エルDESTはエルダー・レディースにそれぞれ登録することができる。
- 2 監督・コーチの登録も1人1チームとし、二重登録は認めない。ただし、高校、大学に限り、同一校内チームの監督、コーチを兼ねることが許される。また、生涯スポーツ種別チームについては監督・コーチを兼ねることができる。
- 3 監督・コーチ・選手は自分のチームを除き種別の違う1チームに限り、立場をかえて登録することができる。
- 4 監督の登録は選手と同じ規制を受ける。
- 5 監督を欠いて試合を行うことはできない。もし、監督が事故等で出場できない場合は、その試合の登録者の中から監督代理者を選ばなければならない。(この場合、監督代理者のユニフォームナンバーはそのままよい。)高校のチームでは、監督代理者は当該校のチーム引率教員が当たる。中学生・小学生のチームでは、監督代理者は当該チームのコーチまたは引率責任者が当たる。

第13条 登録チームは登録料を負担する。登録料は別に定める。

第14条 登録は本会が指定する期間内に必ず更新するものとする。

登録は日本協会発行の登録用紙により各欄に記入のうえABC表を内規第10条により提出する。

第15条 登録されたチームに変更があった場合、及び取り消した場合は、直ちにその内容を本協会に届け出なければならない。登録されたチームの選手は、その年度内他のチームに登録することができない。もし選手が移籍した場合にはその選手は当該年度内のすべての大会への出場権を喪失する。

第16条 登録を完了しないチーム及び選手は本会主催のすべての大会に参加できない。ただし、国体については「国体実施要項」に定めるところによる。

(審判員、記録員、指導者登録)

- 第17条 (1)本会に所属する審判員・記録員・指導者の登録についてもチーム登録同様の手続きを行い登録する
(2)登録料は自己負担とする。登録料は別に定める。
(3)登録は本会が指定する期間内に必ず所定の用紙に記入提出する。
(4)新しく審判員・記録員・指導者に認定されたり、変更、移動等があった場合は直ちに本会にその内容を届け出なければならない。

—— 付記 ——

チーム・審判員・記録員・指導者の登録については各市町村協会等が責任を負うものとする。

第4章 専門委員会・事務局

第18条 本会の規約により、次のように専門委員会と事務局を設置し事務分担を定める。

- (1)総務委員会
協会行事の立案に関する事項
各種会議の開催に関する事項
協会の規約、内規等に関する事項
各委員会に所属しない事項
各委員会との調整について
- (2)財務委員会
協会の予算の立案
協会の決算に関する事項
協会の財務に関する事項
- (3)審判委員会
大会審判に関する事項
審判の研修に関する事項
審判の派遣に関する事項
公認審判員の養成に関する事項
- (4)競技企画委員会
大会日程に関する事項
大会会場に関する事項
大会開催に関する事項
競技の進行に関する事項
競技企画委員の養成
大会における用具に関する事項
- (5)広報委員会
協会広報に関する事項
協会PRに関する事項
- (6)記録委員会
大会の記録の整理に関する事項
公式記録員の養成に関する事項
関係委員会との連絡、協力
- (7)放送委員会
各種大会の放送に関する事項
放送委員の養成に関する事項
関係委員会との連絡、協力
- (8)技術委員会
県内チーム指導者の技術向上に関する事項
技術講習会、研修会に関する事項
- (9)小学生委員会
小学生大会に関する事項
- (10)男子委員会
男子チームの普及に関する事項
県内男子チームの連絡、調整

- (11)女子委員会
女子チームの普及に関する事項
県内女子チームの連絡、調整
- (12)強化委員会
学識経験者をもって組織し、県協会所属チームの強化に関する事項
- (13) シニア委員会
シニアの普及に関する事項
- (14) 指導者委員会
指導者の養成に関する事項
- (15) この他次の担当者を置く
ドクター委員長 日本協会、関東協会との連絡、調整
普及委員長 日本協会、関東協会との連絡、調整
- (16) この他委員会に次の担当者を置く
審判委員会 ルール・認定担当者
記録委員会 認定担当者
競技企画委員会 用具担当者
指導者委員会 認定担当者
- (17) 県協会事務局
日本協会、関東協会との連絡、調整
県支部協会との連絡、調整
県教育局、県体育協会との連絡、調整
部外団体との連絡、調整
議事録の整理
会計処理に関する事項
事務局所在地：入間市 磯谷 方
会計担当者所在地：さいたま市 山野邊 方
その他指示された事項

- 第19条 各委員会には次の役員を置く。
(1)委員長 1名 (2)副委員長 若干名 (3)委員若 干名
- 第20条 前項の役員は委員会において互選し会長が委嘱する。
委員長は理事となる。
- 第21条 役員の内任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 第22条 各委員会は原則として年2回以上、委員長が召集して開き、会議の結果を理事会に報告し、承認を求めるものとする。
- 第23条 各委員会は業務を円滑に運営するため理事会の承認を得て内規を定めることができる。

第5章 表彰

(表彰規定)

- 第24条 この規定は本県のソフトボールの振興発展に貢献した功績を表彰することを目的とする。
- 第25条 本県のソフトボールの発展に著しい功労のあったもの又は本会主催の大会に出場して優秀な成績をおさめ、技術及び態度等の模範と認められるものは、この規定によって埼玉県ソフトボール協会が表彰する。
- 第26条 前条による表彰は次の通り。
(1)優秀表彰 (2)功労表彰 (3)特別表彰
- 第27条 表彰の方法は表彰状、記念品を贈り表彰する。
- 第28条 第26条(2)の功労表彰については、各団体より広く推薦を受け理事会において審議決定する。但し各団体等で1名程度を原則とする。

(表彰内規)

- 第29条 表彰は次の何れかに該当するものについて行う。
・優秀表彰
(1) 協会加盟チームで全国大会に出場、又は関東大会で活躍が認められたチーム。
(2) 前号のチームの選手で技術態度が模範とするにあたるもの。

・功労表彰

- (1)本協会又は市町村等で、役員、審判員、記録員等で男子は10年、女子は5年以上の永年にわたりソフトボール発展に著しい功績をあげたもの。(功労表彰について受賞は1回を原則とする)
- (2)協会加盟チーム関係者で、永年にわたりソフトボールの振興に尽力し著しい成績をあげたもの。

・特別表彰 本協会の関係者で優秀表彰、功労表彰よりさらに功績をあげたと認められたもの。

第6章 附則

第30条 この内規は理事会にて改訂することができる。

第31条

1. この内規は昭和60年3月23日より実施する。
2. ただし役員の専任については昭和61年度より実施する。

◎役員選出内規

1. 会長は全県の見地から学識経験者を推挙する。
2. 副会長は東西南北から各1名推挙する。
その外、全県の見地から学識経験者若干名を推挙する。
3. 理事長は全県の見地から推薦する。
4. 副理事長は東西南北各1名の外、全県の見地から若干名推薦する。
5. 会長推薦理事及び委員会の追加委員については、全県の見地から推薦する。
6. 役員の推薦及び選出にあたっては、次の順序に依る。
理事会(新理事の提案)→選考委員選出(新役員原案作成)
→新理事会(原案検討・追加委員0)選出→評議員会(原案承認)
7. 選考委員会の委員は、副会長から互選で1名、支部から各1名、専門委員会から互選で4名、大高中から互選で1名で組織する。

◎慶弔規定

A.本人

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 名誉会長 | 生花及び花輪、弔電、3万円 |
| 2. 県協会会長・副会長 | 生花及び花輪、弔電、3万円 |
| 3. 県協会顧問・参与・理事・監事 | 生花または花輪、弔電、1万円 |
| 4. 市町村協会会長 | 生花または花輪、弔電、1万円 |

B.同居親族

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 配偶者及び両親 | |
| A-1 | 花輪または生花、弔電、1万円 |
| A-2 | 花輪または生花、弔電、1万円 |
| A-3 | 花輪及び弔電 |
| A-4 | 花輪及び弔電 |
| 2. その他同居親族 | |
| A-1 | 弔電 |
| A-2 | 弔電 |
| A-3 | 弔電 |
| A-4 | 弔電 |

※慶事に関しては理事長・副理事長に一任

[手登録](#)

は別に、

は別に、